

【豊中市】

（１）一般基準

1. 蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いてはならない。
2. 光源が露出し、若しくは点滅するもの又は映像装置若しくはこれに類するものを使用してはならない。
(第1種中高層住居専用地域内、第2種中高層住居専用地域内に限る)

（２）許可の基準一覧

- ・重点制限区域：第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域である区域
- ・一般制限区域：重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
- ・制限緩和区域：商業地域及び近隣商業地域である区域

	重点制限区域	一般制限区域	制限緩和区域
屋上広告物 (建造物の屋上等を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう)	縦：建造物の高さの3分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の10分の1以内	縦：建造物の高さの3分の1以内 横：建造物の幅の範囲内	縦：建造物の高さの3分の2以内 横：建造物の幅の範囲内
壁面広告物 (建造物の壁面を利用して表示し、又は設置する広告物又は掲出物件をいう)	縦：建造物の高さの2分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内 かつ1建造物につき30㎡以内	縦：建造物の高さの2分の1以内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内 かつ1建造物につき50㎡以内	縦：建造物の高さの範囲内 横：建造物の幅の範囲内 表示面積： 取付壁面の面積の5分の1以内
突出広告物	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から1.0m以内 ・道路上への突出しがないこと ・掲出個数：1建造物につき2個以内	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から1.0m以内 ・道路上への突出しがないこと	・上端は取付け壁面の高さを超えないこと ・突出し幅は取付け壁面から1.5m以内 ・道路上への突出し幅は1.0m以内 ・地上から最下端までの距離： 車道上：4.5m以上 歩道上：2.5m以上
地上広告物	地上から最上端までの距離：10m以内 表示面積の合計：20㎡以内	地上から最上端までの距離：15m以内 表示面積の合計：40㎡以内	地上から最上端までの距離：15m以内 表示面積の合計：50㎡以内
工作物（建築物は除く）、塀・柵に設けるもの	縦：工作物等の高さの2分の1以内 表示面積：表示される面の面積の10分の1以内	縦：工作物等の高さの2分の1以内	縦：工作物等の高さの範囲内

電柱にとりつける広告物	
柱に直接塗装又は貼付けるもの 柱に巻き付けて取り付けるもの	柱から突出して取付けるもの
(巻き付けのみ) 電柱又は電話柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱又は電話柱には、掲出してはならない。) ・縦 1.5m以内 ・横 電柱又は電話柱の円周の範囲内の長さ	電柱又は電話柱1本につき1個 ・縦 1.2m以内 ・横 0.45m以内
地上から最下端までの距離1.2m以上	地上から最下端までの距離4.5m以上（歩道上は3.0m以上） 電柱又は電話柱との間隔0.15m以内
地色は、白色又は白色以外の色で彩度が3以下のもの	地色は、白色又は白色以外の色で彩度が3以下のもの
蛍光塗料等以外の材料	蛍光塗料等以外の材料
停留所標識を利用する広告物	
縦 0.45m以内、横 0.45m以内 (道路の進行方向に掲出しないこと) 地上から最下端までの距離0.7m以上 地色は赤色、黄色の他、類する色以外の色 蛍光塗料等以外の材料	

電車	
1車両当りの表示面積：8.0㎡未満	・車体各面の表示面積：4.0㎡以内 窓等のガラス部に表示しないこと (市長が定める広告物を除く)
上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
路線バス	
1車両当りの表示面積：4.0㎡未満	・側面：1.5㎡以内/1面 ・後面：1.0㎡以内 ・各面掲出数：1面につき2個以内 ・前面に表示しないこと ・窓等のガラス部に表示しないこと (市長が定める広告物を除く) ・消防車・救急車と紛らわしくないこと
上記以外	市長が別に定める基準に適合するものであること
広告宣伝車	
消防車・救急車と紛らわしくないこと	